各 位

会 社 名 三重交通グループホールディングス株式会社 代表者名 取締役社長 岡本 直之 (コード:3232 東証第一部、名証第一部) 問合せ先 総務人事グループ部長 山本 正明

先 総務人事クループ部長 山本 正明(TEL. 059-213-0351)

「三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー」

制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため、「三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー」(以下「本ポリシー」といいます。)を制定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の理由

本ポリシーは、平成27年6月1日から適用開始となった、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、当社グループの持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針をまとめたものであります。

2. 本ポリシーの概要

本ポリシーは以下の項目で構成し、本ポリシーに定める事項の実践を通じて、お客様、地域社会、 株主・投資家、取引先等からさらに信頼される企業集団となることを目指してまいります。

- (1) 第1章 総則
- (2) 第2章 ステークホルダーとの関係
- (3) 第3章 情報開示
- (4) 第4章 コーポレートガバナンスの体制
- (5) 第5章 その他

詳細は別紙をご覧ください。

以上

三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー

第 1 章 総

則

(目的)

第1条 三重交通グループホールディングス株式会社(以下「当社」という。)は、当社グループの持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため「グループ基本理念」及び「グループ経営指針」に基づき、「三重交通グループホールディングス コーポレートガバナンス・ポリシー」(以下「本ポリシー」という。)を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組む。

<グループ基本理念>

三重交通グループは、お客さまの豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献します <グループ経営指針>

- お客さまのよろこびの追求
 "お客さまのよろこび"を追求し、新たな価値を提供します
- 2. 地域社会への貢献 価値ある事業を展開し、地域の発展に貢献します
- 2. 絶えざる自己革新
 過去にとらわれず、常に未来に挑戦します
- 4. 誠実な企業活動

誠実な企業活動を行い、よき企業市民としての信頼を深めます

- 5. グループ総合力の発揮 互いに協力・連携し、グループの総合力を発揮します
- 6. いきいきとした企業風土 いきいきと働ける環境を築きあげ、社員の活力を高めます

(本ポリシーの位置付け)

第2条 本ポリシーは、会社法、関連法令及び定款を前提として、より実効性の高いコーポレートガバナンスを実現するための指針とする。

第 2 章 ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの関係)

第3条 当社は、お客様、地域社会、株主・投資家、取引先等からさらに信頼される企業集団となるよう、法令及び社内規程の遵守はもとより、社会規範を尊重し、公正かつ適切

な事業活動を行い、社会的責任の遂行に努める。

(株主総会)

- 第4条 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を 確保し、株主が適正に権利行使できる環境を整備する。
- 2 当社は、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、開催日時・開催場所等を適切に設定する。
- 3 取締役は、株主総会において十分な説明を行う。
- 4 取締役会は、会社提案議案のうち反対率が相当数を超える場合は、原因の分析等を実施するとともに、株主との対話等を行う。

(議決権の尊重)

- 第5条 株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、当社は株主が適切に議決権 を行使できるように努める。
- 2 当社は、株主総会招集通知、参考書類等を株主総会の3週間前を目安に送付し、さらにTDnet及び当社ホームページにて公表し、その内容の検討時間を確保する。また、株主総会招集通知は英訳(要約版)を提供する。
- 3 当社は、議決権の電子行使(議決権行使プラットフォームの利用を含む。)の導入を通 じ、株主総会に出席する株主だけではなく、すべての株主が適切に議決権を行使できる 環境を整備する。

(資本政策及び株主還元)

- 第6条 当社は、成長投資と経営環境の変化に対応できる株主資本の充実を図ることを基本とする。
- 2 当社は、株主資本利益率 (ROE)、有利子負債/EBITDA倍率等の財務分析指標 を経営指標として用いることで、株主資本の有効活用と更なる財務体質の強化を目指す。
- 3 当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つと位置付け、長期にわた り安定した経営基盤の構築に努め、業績の推移、将来のための内部留保等を勘案しつつ 安定的な配当を重視することを基本とする。

(株主の権利の保護)

- 第7条 当社は、支配権の変動や大幅な希釈化が生じる資本政策については、その必要性 と合理性について十分検討し、適正な手続きを確保し開示する。
- 2 当社は、買収防衛策の導入及び運用に際しては、その必要性及び合理性を検討し、適 正な手続きを確保するとともに株主に十分な説明を行う。
- 3 当社は、当社株式が公開買い付けに付された場合には、取締役会としての考え方を株 主に十分かつ明確に説明し、適正な手続きを確保する。

(株主の平等性の確保)

- 第8条 当社は、いずれの株主も株式の内容及び数に応じて平等に扱う。
- 2 当社は、特定の株主に対し特別な利益の供与等を行わない。

(株主との対話)

- 第9条 当社は、株主との建設的な対話を重視し、相当と認める範囲及び方法でこれを行う。
- 2 株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組等に関する方針は次のとおりとする。
 - (1)株主との対話は、合理的な範囲及び方法で取締役等が対応する。
 - (2)株主との対話全般につき、企画室担当の取締役が統括し、総務人事グループ及び経理グループと適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - (3)株主との対話の手段を充実させるため、定期的に決算説明会等を行う。
 - (4)株主との対話にあたっては、経営計画等について分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行う。
 - (5)株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
 - (6) 対話において把握された株主の意見等については、必要に応じて取締役会等に報告をする。
 - (7)株主構成については、定期的に株主調査等を実施し把握に努める。

(政策保有株式)

- 第 10 条 当社は、投資先との業務提携及び取引関係の強化並びに地域社会との関係維持等の観点から、中長期的な企業価値の向上に繋がると総合的に判断する場合、当該投資先の株式を政策保有株式として取得し保有することができる。
- 2 取締役会は、政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な 経済合理性や将来の見通し等を定期的に検証する。
- 3 政策保有株式の議決権については、投資先の経営方針を尊重したうえで、総合的に判断し適切に行使する。

(関連当事者間の取引の防止)

- 第 11 条 当社は、関連当事者間の取引について、重要な取引について取締役会の承認を得る。また、それ以外の関連当事者間の取引についても、取引条件の合理性を慎重に審査し、社内規程に基づく必要な手続きを実施する。
- 2 当社は、関連当事者間の取引について関係法令等に従って開示を行う。

(人財の多様性)

第 12 条 当社は、多様な人財の採用及び登用に取り組み、人財の多様性の確保を推進する。 (内部通報)

- 第13条 当社は、社員が不利益を被る危険を懸念することなく、法令違反や企業倫理に反する行為について相談できる内部通報制度を設け、内部相談窓口としてグループコンプライアンス相談窓口及び労働組合のほか、経営陣から独立した窓口として社外の弁護士への窓口を設ける。また、当社グループの役員及び社員は、重要な事項について当社の常勤監査役に直接報告することができる。
- 2 当社の常勤監査役又はグループコンプライアンス相談窓口等に寄せられた内容は、調査の上担当部門と協議し速やかに対処するとともに、重要性の高いものについては、その内容に応じ取締役会及び監査役会等に報告する。

第 3 章 情 報 開 示

(情報開示)

- 第14条 当社は、経営に関する重要な情報を、迅速、正確かつ公平に開示する。
- 2 当社は、情報開示に関する社内規程を制定し、その体制を整備する。
- 3 当社は、情報を分かりやすい内容で、かつアクセスが容易となる多様な方法で開示する。

第 4 章 コーポレートガバナンスの体制

(機関設計)

第 15 条 当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択する。また、代表取締役の諮問機関として、経営会議を設置するほか、当社グループ内の情報共有機関として、グループ会議を設置する。

(取締役会の役割・責務)

- 第 16 条 取締役会は、最良のコーポレートガバナンスの構築を通じてグループ基本理念の 実現をめざし、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を 行う。
- 2 取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、経営戦略、経営計画、その 他当社の経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況並び に関係会社の重要な業務執行等の決定及び報告を行うことで、当社グループの経営全般 に関する監督を行う。
- 3 取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め経営の活力を増大させるため、法令、 定款及び「取締役会規程」で定める重要な事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委 任する。

(取締役会の運営)

第17条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交

換を尊ぶ気風の醸成に努める。

- 2 社外取締役の実効性を高めるため、議題の提案の背景、目的、その内容等につき事前 説明を行う等、必要に応じて十分な情報を提供する。
- 3 取締役会の日程は社外役員の出席に最大限配慮した日程とし、開催スケジュールをあらかじめ通知するものとする。
- 4 取締役会は月1回開催を目途とし、年間12回開催するものとする。また、必要に応じ 臨時に開催する。

(取締役)

- 第18条 取締役の任期、員数及び選任等については定款で定める。
- 2 取締役は、善管注意義務及び忠実義務を負う。
- 3 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において 説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。
- 4 社外取締役は、最良のコーポレートガバナンスを実現するため、経営者や特定の利害 関係者の利益に偏ることなく公正な意見を述べ、独立した客観的な経営の監督の実効性 を確保する。
- 5 当社は、取締役がその職務を十分に果たすことができるよう、以下の権限を付与し又 は便益を提供する。
 - (1)取締役の職務に関して、当社の費用負担において、当該取締役が個別に選任した弁護士、会計士その他の専門家から助言を受けること。
 - (2)当社の費用負担において、就任中及び退任後に提起される訴訟(会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟)等を対象に含める会社役員賠償責任保険を付保すること。
 - (3) 社外取締役については、責任限定契約を締結すること。

(経営会議)

- 第 19 条 経営会議は、代表取締役、常勤取締役及び常勤監査役をもって構成する。ただし、 必要に応じて関係者を出席させることができるものとする。
- 2 経営会議は、当社グループの基本方針、基本戦略並びに重要事項の立案、検討、決定・ 承認及び実施結果の確認を行うことを目的とする。
- 3 経営会議は、原則月1回開催し、その他経営会議の運営に関する事項は、「経営会議規程」で定める。

(グループ会議)

- 第 20 条 グループ会議は、当社役員(社外役員は除く。)及びグループ連結子会社社長を もって構成する。ただし、必要に応じて関係者を出席させることができるものとする。
- 2 グループ会議は、情報共有及び当社グループ内外の課題に対し議論・意見交換することを目的とする。また、当社グループの基本方針、基本戦略並びに経営会議で決定・承

認された重要事項の伝達と周知を図るため設置する。

3 グループ会議は、原則月1回開催し、その他グループ会議の運営に関する事項は、「グループ会議規程」で定める。

(監査役及び監査役会の役割・責務)

- 第21条 監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や 監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責 任をふまえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。
- 2 監査役会は、その職務を執行するため必要な基本方針、手続等について「監査役会規程」を、監査にあたっての計画、実施及び報告について「監査役監査規程」を定め、その職責を全うする。
- 3 監査役は、収集した情報について、必要に応じて社外取締役に報告されるよう連携を 確保する。
- 4 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び情報収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監査し検証する。
- 5 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有し、また社外取 締役の情報収集力確保の一助となるよう努める。
- 6 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために、中立の立場から客 観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、適切に意見を述べ る。
- 7 当社は、監査役がその職務を十分に果たすことができるよう、以下の権限を付与し又 は便益を提供する。
 - (1)監査役の職務に関して、当社の費用負担において、当該監査役が個別に選任した弁護士、会計士その他の専門家から助言を受けること。
 - (2)当社の費用負担において、就任中及び退任後に提起される訴訟(会社訴訟、株主代表 訴訟及び第三者訴訟)等を対象に含める会社役員賠償責任保険を付保すること。
 - (3) 社外監査役については、責任限定契約を締結すること。

(独立役員)

- 第22条 当社は、社外役員の独立性を確保するため、金融商品取引所が定める基準に加え 「社外役員の独立性に関する基準」を定め、これを開示する。
- 2 独立役員に指定された社外役員は、一般株主の利益ひいては会社の利益をふまえた公 正で公平な経営の意思決定のために行動し、一般株主の利益への配慮の観点から意見を 述べる。

(取締役及び監査役の支援体制並びにトレーニングの方針)

第23条 当社は、取締役及び監査役がその役割や責務を実効的に果たすために必要十分な

社内体制を整備することとし、取締役の支援は総務人事グループがこれを行い、監査役の支援は監査役室が行うとともに、双方情報交換等を行い密に連携する。

- 2 当社は、取締役及び監査役に対し、継続的に経営を監督・監査する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するため、就任時及び就任以降もグループ役員研修や外部講師を招いた講演等の実施を通じて必要な機会を提供する。
- 3 当社は、社外役員に対し、「グループ基本理念」及び「グループ経営指針」等への理解 を促すとともに、事業内容及び経営環境等について継続的に情報提供を行い、社内の情 報を十分に共有する体制を構築する。
- 4 当社は、取締役及び監査役がその役割を果たすために必要な費用を負担する。

(取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等)

- 第24条 当社は、取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続きを定め、これを開示する。
- 2 当社は、監査役候補者の選定基準及び手続きを定め、これを開示する。 (取締役及び監査役の報酬に関する基本方針並びに手続き)
- 第25条 当社は、当社グループが公共性の高いバス事業を根幹として、安全の確保を最優先としつつ中長期にわたり安定した業績を確保することが企業価値の向上に資するとの考えに基づき、報酬を決定する。
- 2 社内取締役の報酬は、職責と経験を反映する「固定報酬」並びに各期の会社業績及び 成果を反映する「業績連動報酬」で構成し、社外取締役及び監査役の報酬は、「固定報酬」 のみとする。
- 3 取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表 取締役が当社の定める基準に基づき、必要に応じ社外取締役の適切な助言を得て決定す る。
- 4 監査役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定する。

(会計監査人)

- 第26条 当社は、会計監査人が最良のコーポレートガバナンスの実現のために重要な役割 を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を行う。
- 2 会計監査人は、当社グループからの独立性が確保されていなければならない。
- 3 会計監査人は、その監査の品質管理のために組織的な業務運営がなされなければならない。
- 4 監査役会は、会計監査人の監査品質、独立性、総合的能力等を適切に評価するための 基準を策定し、その基準を満たしているか否かを確認する。
- 5 取締役会及び監査役会は、十分な監査時間を確保し、かつ会計監査人との面談等を定

期的に行う。また、会計監査人が内部統制室や社外取締役との連携を可能とする体制を 構築する。

6 取締役会及び監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不 備・問題点を指摘した場合は、速やかに対応する体制を構築する。

(連絡会議)

- 第27条 当社は、社外取締役、監査役会及び会計監査人相互の十分な連携を確保するため、 「社外取締役、監査役会及び会計監査人連絡会議」を設置し、事務局を監査役室に置く。
- 2 当社は、社外取締役及び社外監査役の独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識 共有を図るため「社外役員連絡会議」を設置し、事務局を総務人事グループに置く。 (内部統制)
- 第 28 条 当社は、健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、「内部統制システムに関する基本方針」を整備し、運用状況を検証する。

第 5 章 そ の 他

(自己レビュー)

第 29 条 取締役会は、その職務の執行が本ポリシーに沿って運用されているかについて、 毎年分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(例外措置)

第30条 取締役会は、本ポリシーの例外措置を講ずる必要が生じた場合には、その理由を 明確にするとともに、本ポリシーの趣旨に鑑み、適正な措置をとっていることを明らか にしなければならない。

(グループ会社)

第31条 当社子会社及び関係会社は、本ポリシーを遵守し、必要な対応を行う。 (改廃)

第32条 本ポリシーの改廃は、取締役会の決議による。

附 則

本ポリシーは、平成27年11月5日から施行する。

以上